

令和5年9月20日

消費者協会を騙った詐欺に注意してください！

【事 例】

上富良野町の消費者協会窓口の話によれば、9月20日、上富良野町に住む高齢の女性宅に電話があり、電話口の相手から「近々消費者協会から還付金がある」と言われた。

【消費者へのアドバイス】

- ・ 消費者協会から一般の消費者に対し、「還付金」という名称でお金を振り込むことや、口座番号を聞き出すことはありません。
- ・ 先ずは詐欺を疑い、事実を確認したうえで、最寄りの消費生活相談窓口（188）※もしくは、警察相談#9110に相談しましょう。

※188は「消費者ホットライン」ナビダイヤルで最寄りの消費生活窓口が案内されます。